

新型コロナウイルス感染症対策本部（第54回）

日時：令和3年2月2日（火）

19時00分～19時20分

場所：官邸2階 大ホール

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

- 資料1 厚生労働省提出資料
- 資料2 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更
- 資料3-1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改訂について（概要）
- 資料3-2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更案（新旧対照表）
- 資料3-3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更案
- 資料4 緊急事態宣言の延長等を踏まえた経済支援策の全体像
- 参考資料 緊急事態宣言下での対策の徹底・強化についての提言
（令和3年2月2日（火）新型コロナウイルス感染症対策分科会）

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

令和3年2月2日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和3年1月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和3年2月8日から適用することとしたため、同条第3項の規定に基づき、報告する。

記

(1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年1月8日（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については、同月14日）から3月7日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(2) 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

(3) 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。